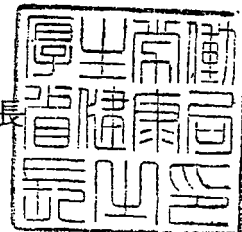


各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



たばこ対策緊急特別促進事業の実施について

本年2月27日に保健分野における初めての多数国間条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、我が国も批准国として、たばこ対策を強力に推進することが求められている。

このため、条約の批准とともに、たばこ対策関係省庁連絡会議を設置し、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促進することとしており、本年1月の第1回局長級会議においても、未成年者の喫煙防止対策、受動喫煙防止対策の一層の推進を図っていくことを確認したところである。

このようなことから、各都道府県における、未成年者の喫煙防止対策及び受動喫煙防止対策等を推進するため、平成17年度から「たばこ対策緊急特別促進事業」を実施することとし、別紙のとおりその実施要綱を定めたので通知する。

(別 紙)

たばこ対策緊急特別促進事業の実施要綱

1. 目的

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の発効に伴い、当該条約の批准国として、たばこ対策を着実に推進するため、未成年者や子どもへの影響の大きい父母等に対する喫煙防止対策及び特に受動喫煙対策が遅れている娯楽施設等における受動喫煙防止対策を効果的に推進することに重点を置き、地域の関係者と連携したたばこ対策の推進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。

3. 事業内容

本事業の対象は、以下のとおりとする。

(1) 未成年者や子どもへの影響の大きい父母等の喫煙防止に関する事業

- ① 学校保健担当者等を対象とした未成年者の喫煙防止に効果的な教育方法等を指導する講習会等の実施
- ② 学校、市町村に出向き児童・生徒や父母等を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会（基調講演、集団指導、ロールプレイ）等の実施
- ③ 喫煙防止のための関係者の取組事例の情報収集、好事例の紹介等普及啓発に関する事業の実施
- ④ その他喫煙防止対策の推進に有効と認められる事業

(2) 娯楽施設等における受動喫煙防止に関する事業

- ① 娯楽施設等の事業者を対象とした受動喫煙防止対策に関する講習会（基調講演、集団指導、ロールプレイ）の実施
- ② 個々の事業者等を対象とした浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度を測定する機器等を活用した個別指導の実施
- ③ 効果的な受動喫煙対策を行っている施設等に対しその旨を明確に表示するための認定証やステッカー等の交付
- ④ 娯楽施設等の施設における分煙事例の情報収集、好事例の紹介等普及啓発に関する事業の実施
- ⑤ その他禁煙・分煙対策の推進に有効と認められる事業

(3) たばこ対策関係者で構成される協議会等の設置

上記(1)(2)の事業を円滑に実施するためには、地域の関係者との連携が必要と考えられることから、地域の保健医療関係者を含めたたばこ対策関係者で構成される協議会等を設置して事業の計画策定、推進及び評価等を実施すること。

4. 留意事項

ア 本事業は二ヵ年計画により、全都道府県においてたばこ対策緊急特別促進事業が行われることを目標としている。

イ 講習会等の実施に際し、対象者が参加しやすいように開催日、時間帯及び実施回数等について配慮するとともに、実施方法についてもIT等の活用も検討すること。

ウ 飲食店営業者を対象とした受動喫煙防止対策については、平成17年3月23日健発第0323006号厚生労働省健康局長通知「飲食店健康増進普及支援事業の実施について」に基づいて、都道府県生活営業指導センターが実施する受動喫煙防止対策推進支援事業と連携して効果的・効率的な事業の実施に努めること。

エ 事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等が行う関連事業とも連携して実施するよう努めること。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約について

1. これまでの経緯

平成15年 5月 WHO総会において、たばこ規制枠組条約が、原案のとおり、全会一致により採択された。
平成16年 3月 9日 閣議決定（署名、国会提出）
9日 署名（98番目）
5月19日 国会承認
6月 8日 閣議決定（同日受諾書を国連事務総長に寄託）
平成17年 11月30日 批准国が40か国に達する
2月27日 条約発効
（注）各国の状況（平成17年6月30日現在）
署名168か国、批准72か国

2. 条約の概要及び国内における対応措置

1. 条約の目的

たばこが健康、社会、環境及び経済に及ぼす影響から、現在及び将来の世代を保護する。

2. 個別事項

①普及・啓発、教育、禁煙指導

喫煙の健康に与える悪影響についての普及・啓発、教育、禁煙指導の実施。
[ホームページの情報、保健所・市町村における禁煙教育・指導等。]

②受動喫煙等

屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこ煙からの保護についての措置をとる。
[健康増進法ですでに規定。]

③健康警告表示

健康警告表示（権限のある国家当局により承認）のサイズ（理想的には50%以上、最低30%）、ローテーションを義務付け。
[たばこ事業法で規定。平成15年に表示の見直しを行い、平成17年6月30日までに実施。]

④広告

憲法に抵触しない範囲内でたばこに関する広告に関して全面禁止又は適切な制限措置。
[たばこ事業法で規定。平成16年に広告規制の強化を実施。]

⑤自動販売機

未成年者がアクセスできないよう、自動販売機について適切な措置をとる。
[成年識別機能付たばこ自動販売機が、今後、導入される予定。]

⑥含有物規制

締約国会議は、たばこの含有物及び排出物の規制に関しガイドラインを提示し、各国は効果的な規制措置を講じる。
[締約国会議による指針策定を踏まえ、今後対応。]

3. 全体に係る事項

①たばこ対策に関する計画の策定

[各国において、たばこ対策として実施及び予定しているものを取りまとめ、締約国会議に報告。]

②国内調整の仕組み等

[関係省庁連絡会議を平成16年6月15日付けで設置。
事務局は財務省の協力を得て厚生労働省で実施。
第1回を平成17年1月18日開催。]

たばこ対策関係省庁連絡会議の設置について

平成16年6月15日

1. 趣旨

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の内容を踏まえ、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促進するため、たばこ対策関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2. 構成員

連絡会議の構成員は別紙のとおりとする。

構成員は必要に応じ追加することができるものとする。

3. 幹事会

連絡会議の下に、別紙で構成する幹事会を置く。

幹事会の構成員は必要に応じ追加することができるものとする。

幹事会の下に、ワーキンググループを設けることができるものとする。

4. 事務局

連絡会議の事務局（庶務）は、財務省理財局総務課たばこ塩事業室の協力を得て厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室において処理する。

5. その他

会議の運営等に関し必要な事項は連絡会議において定める。

関係省庁連絡会議構成メンバー

人事院（職員福祉局長）
内閣府（政策統括官（共生社会政策担当））
警察庁（生活安全局長）
総務省（情報通信政策局長）
公正取引委員会（取引部長）
法務省（官房長）
外務省（国際社会協力部長）
財務省（理財局長）
文部科学省（スポーツ・青少年局長）
厚生労働省（健康局長）
農林水産省（生産局長）
経済産業省（製造産業局長）
国土交通省（総合政策局長）
環境省（地球環境局長）

幹事会メンバー

人事院（職員福祉局職員福祉課健康安全対策推進室長）
内閣府（政策統括官（共生社会政策担当）青少年育成第二担当参事官）
警察庁（生活安全局少年課少年保護対策室長）
総務省（情報通信政策局地上放送課長）
公正取引委員会（事務総局経済取引局取引部消費者取引課長）
法務省（官房秘書課国際室長）
外務省（総合外交政策局国際社会協力部専門機関行政室長）
財務省（理財局総務課たばこ塩事業室長）
文部科学省（スポーツ・青少年局学校健康教育課長）
厚生労働省（健康局総務課生活習慣病対策室長）
厚生労働省（労働基準局安全衛生部環境改善室長）
農林水産省（生産局特産振興課長）
経済産業省（製造産業局日用品室長）
国土交通省（総合政策局交通消費者行政課長）
国土交通省（調整中）
環境省（地球環境局総務課長）

未成年者喫煙防止対策ワーキンググループの設置について

1. 目的

政府は「たばこ規制枠組条約」の内容を踏まえ、関係省庁が密接に連携してたばこ対策を促進するため、関係省庁連絡会議を設け、たばこ対策の充実強化を図るための体制整備を行ったところである。

こうした中で、未成年者の喫煙率は、依然として高率のまま推移していることから、幹事会の下に「未成年者喫煙防止対策ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」）を設置し、各省庁の密接な連携の下、未成年者の喫煙防止対策を促進することとする。

2. 構成員

(1) ワーキンググループの構成員は以下の通りとする。

内閣府（政策統括官（共生社会政策担当）付青少年育成第2担当参事官）
警察庁（生活安全局少年課少年保護対策室長）
財務省（理財局総務課たばこ塩事業室長）
文部科学省（スポーツ・青少年局学校健康教育課長）
厚生労働省（健康局総務課生活習慣病対策室長）

(2) 構成員は必要に応じ追加することができるものとする。

3. 課題

(1) 未成年者の喫煙防止対策について

- ・ 未成年者への喫煙防止教育
- ・ 喫煙習慣者への禁煙指導
- ・ たばこの入手方法に応じた喫煙防止

(2) その他

4. スケジュール（予定）

平成17年6月	第1回	未成年者における喫煙の状況報告、 今後の予定
平成17年7月	第2回	未成年者への喫煙防止教育
7月	第3回	喫煙習慣者への禁煙指導、 たばこの入手方法に応じた喫煙防止
8月	第4回	中間取りまとめ

5. 事務局

ワーキンググループの事務局は、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室及び財務省理財局総務課たばこ塩事業室の協力を得て、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室が行う。